

静岡市立清水桜が丘高等学校 生徒会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は、静岡市立清水桜が丘高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は、本校生徒全員（以下、会員と称する）をもって組織する。
- 第3条 本会は、校長の承認に基づいて運営する。
- 第4条 教職員は、本会の会議に顧問として出席し、助言と指導を与えることができる。

第2章 目 的

- 第5条 本会は、会員相互の組織的な集団活動及び自治的な実践活動をとおして、生徒の健全な社会人としての人格を養成することを目的とする。

第3章 会員の権利義務

- 第6条 本会会員は、各種の役員及び委員の選挙権、被選挙権を有する。ただし、選挙管理委員は、被選挙権をもたない。
- 第7条 本会会員は、各機関の決定事項を尊重しこれを遂行する義務を負う。
- 第8条 本会会員は、本規約並びに生徒心得に従い、これを実行する義務を負う。

第4章 役員と任務

- 第9条 本会には次の役員を置く。

- 生徒会長 1名
- 生徒会副会長 2名
- 生徒会会計 2名
- 代議員会正副議長 各1名
- 専門正副委員長 各1名
- （図書及び広報専門委員会は委員長1名、副委員長2名）
- 代議員 各クラス2名
- 専門委員 各クラス2名（応援、放送、風紀、交通安全委員は、各クラス1名）
- 各部の正副部長 部ごとに部長1名、副部長1ないし2名

- 第10条 各生徒会役員の選挙方法は、本規約第6章選挙規定に基づき、その任期はすべて10月から9月の1年とする。

各HR役員の任期は1,2年が4月～9月,10月～3月とし,3年生は4月～3月の1年とする。

- 第11条 生徒会長は、本校生徒会を代表し代議員会の議決事項中必要なるものを生徒会役員会に提出する。
- 第12条 生徒会副会長は、生徒会長を補佐し生徒会長が事故あるときはこれを代行する。
- 第13条 生徒会長及び生徒会副会長は、代議員会及び生徒会役員会を招集して、同会において発言権を有し、議決事項の再審議を要請することができる。
- 第14条 生徒会長及び生徒会副会長は、代議員会並びに生徒会役員会において議決権をもたない。
- 第15条 生徒会会計は、本会の予算に基づく金銭の収支監査を行い、原則として毎年度末に収支報告を作成しなければならない。

第16条 生徒会会計は、毎学期1回の部長会に出席し、各部の支出状態を調査する。

第17条 代議員は、各ホームルームを代表して代議員会に出席し、代議員会での議決事項を各ホームルームに通達しなければならない。

第5章 機 関

第18条 本会は次の機関を置く。

生徒総会

代議員会

生徒会役員会

専門委員会

ホームルーム

部長会

第1節 生徒総会

第19条 生徒総会は、本会の最高議決機関であり、本会会員をもって構成する。

第20条 生徒総会は、生徒会長が招集し、毎年5月に開くものとする。ただし、次の場合は臨時総会を開くことができる。

生徒会長が認めたとき

代議員会が必要と認めたとき

会員の4分の1の要求があったとき

校長が開会を要求したとき

第21条 生徒総会の議題は、緊急な場合を除いて、開会日の10日以内に公示する。

第22条 生徒総会の正副議長及び書記は、代議員会の正副議長、書記がこれを務める。

第23条 生徒総会の成立、議決の承認及び執行を次のように定める。

生徒総会は、会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

生徒総会の議決は、出席会員の3分の2以上で認められることを要し、校長の承認を経て執行される。

第2節 代議員会

第24条 代議員会は、生徒総会の代行議決機関として次の事項を行う。

生徒総会の議案の審議決定

各専門正副委員長の承認

本会自治活動の計画、実施、反省

生徒総会に準ずる重要な事項

第25条 代議員会は、代議員及び総務委員によって構成される。

第26条 代議員会の正副議長は、生徒会長が指名し、代議員会において承認された後、校長が委嘱する。

第27条 代議員会は、次の場合に開会する。

代議員の3分の1以上が開会を必要と認めたとき

生徒会長が開会を必要と認めたとき

教職員の要請があるとき

第28条 代議員会の成立、議決の承認及び執行を次のように定める。

代議員会は、全クラスの代議員の3分の2以上の出席をもって成立する。

代議員会の議決は、出席議員の3分の2以上で議決し、賛否同数の場合は議長がこれを決する。

代議員会の議決事項は、職員会議の承認を経て、更に学校長の許可により決定し執行される。

第3節 生徒会役員会

第29条 生徒会役員会は、生徒会長によって召集される。

第30条 生徒会役員会は、協議機関で次のメンバーによって構成される。

総務5名

代議員会正副議長各1名

正副風紀専門委員長各1名

正副保健専門委員長各1名

正副体育専門委員長各1名

正副美化専門委員長各1名

正副学芸専門委員長各1名

正副ボランティア専門委員長各1名

正副応援専門委員長各1名

正副広報専門委員長正1名 副2名

正副図書専門委員長正1名 副2名

正副放送専門委員長各1名

正副交通安全専門委員長各1名

第4節 総務

第31条 総務は、各専門委員会の統一を図ることを目的とする。

第32条 総務は、生徒会長、生徒会副会長及び会計をもって構成される。

第33条 総務は、第35条の専門委員会正副委員長を指名する。

第34条 総務は、第31条の目的を達成するために次の事項を行う。

各委員会の活動分野を定め、その活動状況を指導し助言を与える。

その他本会の目的達成に必要な諸活動。

第5節 専門委員会

第35条 専門委員会には次の委員会を置く。

風紀委員会

保健委員会

体育委員会

美化委員会

学芸委員会

ボランティア委員会

応援委員会

広報委員会

図書委員会

放送委員会

交通安全委員会

第36条 各専門委員会の細則は別にこれを定める。

第6節 ホームルーム

第37条 ホームルームは、本会の運営を円滑にし、ホームルーム内の親睦と向上並びに自治活動を行い、本会の基礎機関となる。

第38条 各ホームルームは、第1学期初頭に、1,2年生は9月末にも次の委員を選出しなければならない。

代議員	2名
風紀委員	1名
保健委員	2名
体育委員	2名
美化委員	2名
学芸委員	2名
ボランティア委員	2名
応援委員	1名
広報委員	2名
図書委員	2名
放送委員	1名
交通安全委員	1名

第39条 前条の委員は、第30条の専門委員会正副委員長と兼任できない。

第40条 ホームルームは、定められた時間に定例会をもち、必要に応じて臨時にこれを開くことができる。

第41条 ホームルームは、第37条の目的を達成するためにホームルーム独自の役員を置くことができる。

第42条 各クラスの代議員及び専門委員は、ボランティア委員を中心として、随時会合をもち、クラスのHRを円滑に進めるため計画を実行しなければならない。

第7節 部長会

第43条 本会会員の個性を助長し、集団生活における相互扶助の精神を養い、かつ学校生活を楽しくするために部の機関を置く。

第44条 部細則については、別にこれを定める。

第6章 選挙

第45条 本会会員は、すべて1票の選挙権を有し、投票はすべて無記名による。

第46条 第3章「会員の権利義務」第6条の但し書きに該当する者はそれによる。

第47条 全校選挙に関する細則は別にこれを定める。

第48条 代議員及び各専門委員は、各ホームルームにて選挙により選出される。

第49条 各専門委員会正副委員長は、総務が指名し、代議員会の承認と校長の認証により委嘱される。

第50条 部長は、部ごとに適宜選出される。

第51条 すべての役員は、学校側より任命及び委嘱されなければ効力を発しない。

第7章 生徒職員協議会

第52条 生徒職員協議会は、生徒と職員間の意思疎通、議決の目的をもって本会の補助機関として置かれる。

第53条 本協議会は、校長、副校長、教頭、関係職員及び生徒会役員会をもって構成される。ただし、希望者は出席してもよい。

第54条 本協議会は、次の場合招集する。

代議員会の要請のあるとき

職員側の要請があるとき

生徒会長及び生徒会副会長の要請があるとき

第8章 会 計

第55条 本会会費は、生徒会費による。

第56条 生徒会費は、諸会費として年3回にわけて銀行より引き落とされる。

第57条 予算案は、予算委員会が作成し、部長会において審議され承認された後、生徒総会に提出する。その後、学校側の承認のもとに成立する。

予算委員会は、生徒会長、生徒会副会長、会計及び関係職員をもって構成する。

第58条 生徒会費の管理、出納の処理は学校に委託する。

第59条 生徒会費の監査は、第4章「役員と任務」第15条に基づく。

第60条 生徒会会計は、年度末に決算を行い、会員に報告しなければならない。

第9章 改 正

第61条 本規約の改正補則は、生徒会総務及び代議員会の3分の2以上が必要と認めた場合、生徒総会に提出し、会員の3分の2以上の賛成を得て承認される。

第10章 附 則

第62条 本規約を実施するための必要な細則及び慶弔規程は別に定める。

第62条 本規約は、平成25年4月1日より実施する。

平成29年4月1日一部改定

平成31年4月1日一部改定

令和5年4月1日一部改定

令和6年4月1日一部改定

令和7年4月1日一部改定

委員会細則

生徒会規約第36条に基づく各委員会細則を次のとおり定める。

風紀委員会

- 1 風紀委員会は、本校「生徒心得の規程」を励行せしめ、本会会員の規律、風紀の向上を図ることを目的とする。
- 2 風紀委員会は、正副風紀専門委員長各1名及び各ホームルームより選出された風紀委員1名をもって構成する。
- 3 風紀委員会は、風紀専門委員長の招集により随時開かれる。
- 4 風紀委員会は、第1項の目的を達成するために次の事項を行う。
校内外を巡視し、校内における会員の状況・様子を顧問教師に報告する。
年間を通じて登校指導を計画的に実施する。
本委員会で定めた実施事項案を代議員会に提出した後決定し実施する。

保健委員会

- 1 保健委員会は、会員の健康を促進することを目的とする。
- 2 保健委員会は、正副保健専門委員長各1名及び各ホームルームより選出された保健委員2名をもって構成する。
- 3 保健委員会は、保健専門委員長の招集により随時開かれる。
- 4 保健委員会は、第1項の目的を達成するために次の事項を行う。
保健に係る広報活動を行う。
健康状態を調べる。
カーテン、トイレ(石けん、トイレトペーパー)を管理する。
本委員会で定めた実施事項案を代議員会に提出した後決定し実施する。

体育委員会

- 1 体育委員会は、会員の体育の向上を図ることを目的とする。
- 2 体育委員会は、正副体育専門委員長各1名及び各ホームルームより選出された体育委員2名をもって構成する。
- 3 体育委員会は、体育専門委員長の招集により随時開かれる。
- 4 体育委員会は、第1項の目的を達成するために次の事項を行う。
体育祭の立案運営計画及び実施。
その他必要事項。
本委員会で定めた実施事項案を代議員会に提出した後決定し実施する。

美化委員会

- 1 美化委員会は、学校内全般の環境整備を目的とする。
- 2 美化委員会は、正副美化専門委員長各1名及び各ホームルームより選出された美化委員2名をもって構成する。
- 3 美化委員会は、美化専門委員長の招集により随時開かれる。
- 4 美化委員会は、第1項の目的を達成するために次の事項を行う。
分担区域の環境美化の促進に努める。
校舎内外を巡視し、清掃状況の助言と注意をする。
危険個所を報告する。
校内の緑化推進に努める。
本委員会で定めた実施事項案を代議員会に提出した後決定し実施する。

学芸委員会

- 1 学芸委員会は、校内全般にわたる文化活動の向上発展させることを目的とする。
- 2 学芸委員会は、正副学芸専門委員長各1名及び各ホームルームより選出された学芸委員2名をもって]構成する。
- 3 学芸委員会は、学芸専門委員長の招集により随時開かれる。
- 4 学芸委員会は、第1項の目的を達成するために次の事項を行う。
文化祭・各種展示会等の立案、計画及び実施。
その他文化関係の諸事項。
本委員会で定めた実施事項案を代議員会に提出した後決定し実施する。

ボランティア委員会

- 1 ボランティア委員会は、ボランティアに関する活動の計画と運営にあたること、及び学校全体のホームルームを円滑に運営することを目的とする。
- 2 ボランティア委員会は、正副ボランティア専門委員長各1名及び各ホームルームより選出されたボランティア委員2名をもって構成する。
- 3 ボランティア委員会は、ボランティア専門委員長の招集により随時開かれる。
- 4 ボランティア委員会は、第1項の目的を達成するために次の事項を行う。
募金活動の計画及び実施。
リサイクル活動の計画及び実施。
その他、ボランティア、ホームルームに関する一切の諸事項。

応援委員会

- 1 応援委員会は、各部活動を応援し、その士気の高揚を図ることを目的とする。
- 2 応援委員会は、正副応援専門委員長各1名及び各ホームルームより選出された応援委員1名をもって構成する。
- 3 応援委員会は、応援専門委員長の招集により随時開かれる。
- 4 応援委員会は、第1項の目的を達成するために次の事項を行う。
応援及び壮行会に関する立案計画及び実施をする。
会員に応援体制の理解を図るよう努める。
応援参加調査、集金等を行う。

広報委員会

- 1 広報委員会は、生徒会役員と会員との連絡をとり生徒会発展のために寄与することを目的とする。
- 2 広報委員会は、正副広報専門委員長3名及び各ホームルームより選出された広報委員2名をもって構成する。
- 3 広報委員会は、広報専門委員長の招集により随時開かれる。
- 4 広報委員会は、第1項の目的を達成するために次の事項を行う。
生徒会報の発行。
生徒会誌の発行。

図書委員会

- 1 図書委員会は、生徒の図書館の利用、運営を円滑にするため、図書の貸出、返納、管理などを目的とする。
- 2 図書委員会は、正副図書専門委員長3名及び各ホームルームより選出された図書委員2名をもって構成する。
- 3 図書委員会は、図書専門委員長の招集により随時開かれる。
- 4 図書委員会は、第1項の目的を達成するために次の事項を行う。
各クラスより選出された図書委員は、以下の係のいずれかに属し、各係内において選出された長を中心に活動する。
 - 広報係
 - 統計係
 - 図書当番係
 - 図書館及び書籍管理係各係長4名と正副図書専門委員長をもって企画管理係を構成し、図書委員会内部の諸問題解決と読書会などの図書委員会主催の行事の企画を行う。

放送委員会

- 1 放送委員会は、生徒会役員と生徒とのコミュニケーションを図り、生徒会発展のために寄与し、また学校諸行事における放送の役割を円滑にすることを目的とする。
- 2 放送委員会は、正副放送専門委員長各1名及び各ホームルームより選出された放送委員1名をもって構成する。また、放送委員の男女比率は同数とする。
- 3 放送委員会は、放送専門委員長の招集により随時開かれる。
- 4 放送委員会は、第1項の目的を達成するために次の事項を行う。
 - 校内放送の計画、立案及び実施。
 - 昼休み中の放送における番組作成。
 - 文化祭、体育祭の放送準備運営。
 - 校内諸行事の放送準備。

交通安全委員会

- 1 交通安全委員会は、会員の安全意識の啓蒙及び涵養を目的とする。
- 2 交通安全委員会は、正副交通安全専門委員長各1名及び各ホームルームより選出された交通安全委員1名をもって構成する。
- 3 交通安全委員会は、交通安全専門委員長の招集により随時開かれる。
- 4 交通安全委員会は、第1項の目的を達成するために次の事項を行う。
 - 自転車の登校指導。
 - 駐輪場の見回り及び自転車の形状、置き方等についての監督指導。
 - 交通安全週間等の啓蒙。
 - 事故、違反状況の集計。

選挙管理委員会

- 1 選挙管理委員会は、本会全校選挙を民主的かつ円滑に行わせることを目的とする。
- 2 選挙管理委員会は、選挙管理専門委員長の招集により開かれる。
- 3 選挙管理委員会は、3年生の代議員をもって構成する。
- 4 選挙管理委員会は、第1項の目的を達成するために次の事項を行う。
 - 全校選挙日の決定。
 - 立候補者の受付と公表。
 - 立候補者、応援者の行う演説会の開催指示。
 - 投票に係る一切の事柄。
 - 選挙結果の発表。
 - その他選挙に係る一般事項。

選挙規程細則

生徒会規約第47条に基づく選挙規程を定める。

- 1 全校選挙は、本会生徒会長、生徒会副会長及び生徒会会計を選挙するためのものである。
- 2 全校選挙を施行するに当たり、3年生代議員中選出された正副選挙管理委員長は、他の3年生代議員と共に選挙管理委員会を組織する。
- 3 被選挙権を有する者は、本会員の20名以上の推薦により立候補できる。
- 4 推薦者は、立候補の同意を得ることを要し、立候補者受付期間中に選挙管理委員会に届け出て立候補者名の資格を得る。
- 5 立候補者1名について1名の責任者を要する。責任者は、自己の支持する候補者に関し選挙に関する責任を負う。
- 6 生徒会長は、2年生候補者から1名決定する。
生徒会副会長は、2年生候補者と1年生候補者からそれぞれ1名ずつ決定する。
生徒会会計は、2年生候補者から2名を決定する。
- 7 立候補者が定数の場合は、信任投票を行い、過半数以上の賛成をもって信任される。なお、定数に満たない場合は、各HRより1名推薦し立候補させる。
- 8 各候補者は、自由に運動員をもち、校内に関する限り運動できるが、次の事項を遵守しなければならない。
ポスターは、1候補につき選挙管理委員会の定めた大きさのものを10枚以内とする。
ポスターには必ず選挙管理委員会の印を必要とし、責任者の氏名を明記しなければならない。
ポスターは、教室内に貼らないこと。教室外の校内は許可を得ること。
買収行為、強制行為等はこれを厳禁する。
- 9 開票の際には、原則として、責任者は立会人として出席する。
- 10 その他、選挙に関する諸事項は、選挙管理委員会の勧告に従う。
- 11 定数に満たなく強制立候補になった場合、強制立候補以前に立候補を済ませている者については信任投票を行い、信任されれば優先的に会計になることができる。

部活動細則

生徒会規約第44条に基づく部活動細則を定める。

- 1 本会の部活動は、文化部及び運動部より成る。

<文化部>

吹奏楽, 美術, 生活研究, 報道, ワープロ, 簿記, パソコン, 英語, 書道, 茶道, 棋道

<運動部>

野球, サッカー, 陸上競技, 水泳, バレーボール(男子・女子), ハンドボール(男子・女子), バドミントン, 弓道, 硬式テニス(男子・女子), 卓球

- 2 本会会員は、1つの部に属することとし、2つ以上の部に属することはできない。会員は、自己の所属する部の活動方針に従って活動する。
- 3 所属する部は、原則として変更できない。やむを得ず変更する場合は、生徒課に相談し、関係職員の承認を得た上で、部活動変更届を提出する。
- 4 部活動はすべて顧問の指導、助言、引率のもとに行い、生徒のみの活動は原則として認めない。
- 5 会員が本校の部活動にない活動を学校名で行おうとする場合で、次のからまでの条件を満たすときは、同好会として活動することができる。その設置の場合は、責任教員が『同好会設立申請書』を提出し、校長及び関係教員の承認を得なければならない。なお、同好会の設置期間は単年度間とし、予算は配分しない。また、所属部活動には参加する。

高文連または高体連に専門部があること

本校の教育目標等に照らして適切であること

会員が10名以上(文化部は7名以上)いること

※会員となるためには、現部活動顧問の許可を得なければならない。

他の教育活動に支障にならない施設が確保できること

定期的に活動し、各連盟が主催する大会等に参加すること

引率や指導に係る責任教員がいること

活動に係る費用が適切な範囲であること

- 6 部活動を新設する場合は、同好会として2年間の活動実績の上、『部昇格申請書』を提出し、校長及び関係教員の承認を得なければならない。
- 7 部活動の休部、廃部は次の規定とする。
2年度続けて部員数が3人に満たない場合は廃部を含めて、校長及び関係教員で審議する。
年度当初の部活動登録時に1年生から3年生までの登録人数が0人の場合は、休部とする。この場合、顧問教員は置くが、予算は配分しない。
- 8 各部は、部長・副部長を選出し、正副部長はその部を代表して、生徒会長が招集する部長会に同席する。
- 9 各部の部長は、次の事項を行う。
生徒会長より委嘱された事項の連絡、実施。
生徒会会計立会いの下に経費の発表。